

はじめに 日本貸金業協会について

1 協会の概要

① 協会の設立

日本貸金業協会は、平成 18 年 12 月 20 日に公布され、平成 19 年 12 月 19 日から施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 115 号）の 2 条改正により、「貸金業の規制等に関する法律」（昭和 58 年法律第 32 号）の名称が「貸金業法」に改められたのと同時に、同法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けて設立した法人（認可法人）である。

従前の貸金業協会は、貸金業の規制等に関する法律第 25 条により、貸金業者を協会員とする民法第 34 条に基づく法人（民法法人）である各都道府県の貸金業協会と、これを会員とする民法法人である全国貸金業協会連合会との二重構造をなしていたが、組織としてより一体的に機能させるため、これらを廃止し、全く新しい協会として日本貸金業協会は設立された。

新しい協会には協会員の監査・処分権が付与される等、従来の貸金業協会と比較し機能が強化され、自主規制機関としての役割を担うようになっている。

② 協会の目的

協会員が貸金業法及び関係法令を遵守するよう指導等を行うとともに、資金需要者等への適正な資金の供給、迅速な苦情解決、借入れ返済等に関する相談を行うための態勢を整備し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に努めることにより、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

③ 組織

① 総会

総会には毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する定時総会と、必要がある場合に随時開催する臨時総会があり、協会員の代表である代議員により決議が行われる。なお、代議員の総数は 200 名以内で、地区・業態を鑑みて選任されている。

総会では、毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項のほか、役員を選任及び解任に関する事項等が決議される。

② 理事会

理事会は、本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行うとともに業務の

執行を監督する協会において総会に次ぐ意思決定機関として設置されている。(ただし、自主規制に関する事項と業界活動に係る事項についてはそれぞれ「自主規制会議」と「貸金戦略会議」に一部権限が委譲されている。)

理事会では、予算・決算・会費等、定款に定めのある理事会専決事項の決議を行う他、下部組織である「自主規制会議」と「貸金戦略会議」の進行管理および協会運営全体に対する監督を行っている。

理事には、公益理事(5名)、会員理事(6

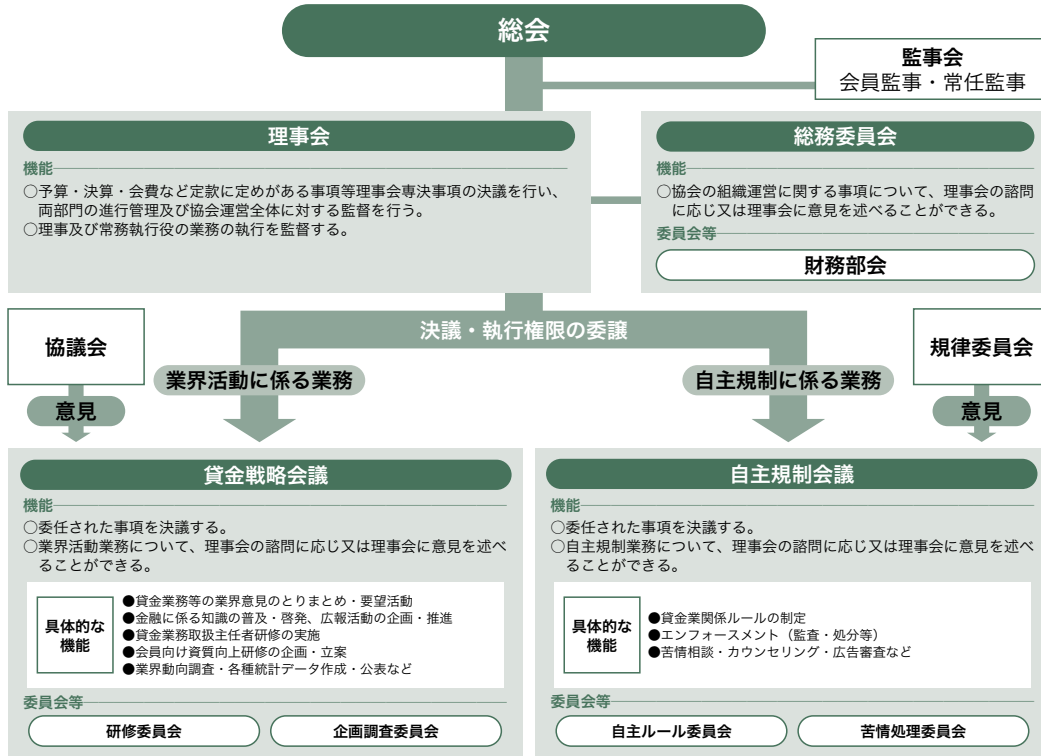
名)、常任理事(3名)があり、14名全員が理事会の構成員である。理事会メンバー14名のうち公益理事5名は業界関係者以外の有識者・学識者より選任されており、広く社会全般の声を協会運営に反映できる体制としている。(人数は平成20年12月末現在)

③主要会議体と事務局組織

協会の組織運営は理事会以下「総務委員会」「自主規制会議」「貸金戦略会議」の各会議体により構成され、各々所管下部組織の業務運営に関わる検討を行っている。

	主な機能	所管部署	業務内容
総務委員会	予算・会費他協会運営に係る業務	管理部	●協会の総務、人事、経理業務
		会員部(会員課)	●協会の加入・管理に関する業務 ●貸金業登録に関する(行政協力)業務
自主規制会議	自主規制に係る業務 (理事会より決議・執行権限の委譲)	コンプライアンス部	●自主規制基本規則、苦情・相談規則に関する業務 ●協会向け法務相談窓口の運営管理 ●広告審査に関する業務
		監査部	●協会に対する監査業務
貸金戦略会議	業界活動に係る業務 (理事会より決議・執行権限の委譲)	企画調査部	●貸金業に関する調査研究業務 ●白書・統計資料作成 ●消費者啓発活動及び金銭教育活動 ●対外広報活動に関する業務 ●貸金業関連法令の諸問題に係る調査研究及び建議要望
		会員部(研修課)	●貸金業務取扱主任者研修 ●協会向け業務研修の企画・実施

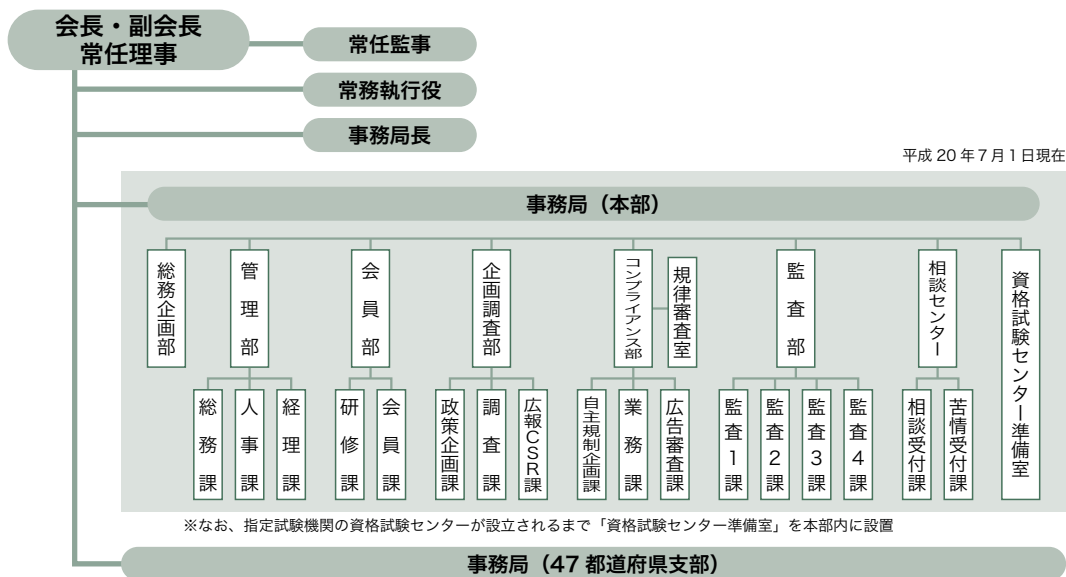
図表1 主要会議体の構成と機能



③事務局組織

事務局は前出の各部署の他、総務企画部、相談センター、資格試験センター準備室を加えた「本部」と、全国47都道府県に設置された「支部」から構成されている。

図表2 事務局組織



2 協会の業務内容

協会では、資金需要者の利益の保護、適正な資金供給、業界の健全な発展等、その設立目的を達成するためにさまざまな業務を行っている。

図3 協会の主な業務

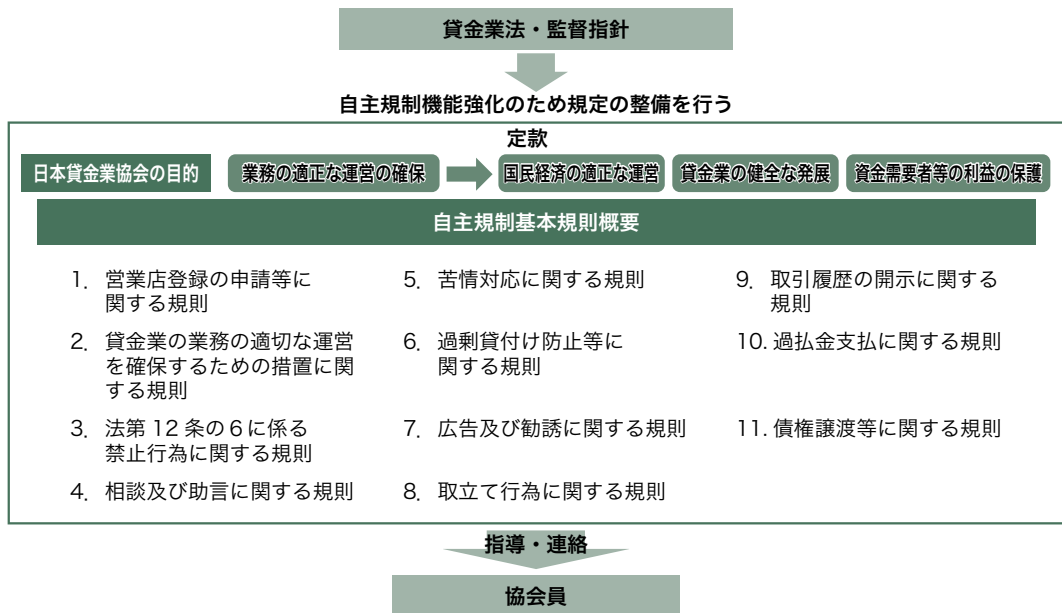
(1) 自主規制基本規則等の制定	(5) 貸金業務取扱主任者研修・業務研修
(2) 苦情処理・相談対応	(6) 行政協力事務
(3) 広告審査・法務相談	(7) 広報・啓発活動
(4) 監査の実施	(8) 調査研究活動

1 自主規制基本規則の制定

①業務の概要

貸金業法の規定や国会の附帯決議を踏まえ、協会独自の厳しい自主規制基本規則を制定し、協会員の指導を徹底している。

図表4 自主規制基本規則の概要



②自主規制基本規則の内容（要約）

1) 営業店登録の申請等に関する規則

一定の地域や場所では有人店舗・無人店舗の新たな設置は行わないなど、協会員が営業店を新たに設置する上での規則。既存の有人店舗・無人店舗についても適切な対応を求めている。

2) 貸金業の業務の適切な運営を確保するための設置に関する規則

経営管理や法令遵守態勢、顧客情報の安全管理措置、過剰貸付け防止など、協会員の貸金業業務の適切な運営を確保するために必要な社内態勢の整備に関する規則。

3) 法第12条の6に係る禁止行為に関する規則

貸金業の業務に関する禁止行為の規定に違反することなく、資金需要者が適切な判断を行える適正な説明を行うことを定める規則。

4) 相談及び助言に関する規則

資金需要者等が返済余力を超えた借入れをすることを防止し、また返済余力を超えた場合の家計健全化を支援するために、協会員が貸付けや返済に関する適切な相談や助言などができるように社内態勢整備に努めることを定める規則。

5) 苦情対応に関する規則

資金需要者等の苦情や問い合わせに対して協会員が適切に対応し、併せて業務を改善していくことにより、協会員と資金需要者等とのより良い関係を維持していくための態勢整備に関する規則。

6) 過剰貸付け防止等に関する規則

協会員が審査基準や審査結果の記録・保存、返済能力の調査、借入れの意思の確認など、さまざまな角度から過剰貸付けを防止するための社内規則の整備を定める規則。

7) 広告及び勧誘に関する規則

広告及び勧誘による情報が、資金需要者等による業者や商品選択に与える影響が大きいため、協会員の広告表現や啓発文言等について一定の基準を定める規則。

8) 取立て行為に関する規則

債権の取立てに際して、法に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当する恐れがないよう、取立て行為に関して定める規則。

9) 取引履歴の開示に関する規則

協会員が債務者等からの、自身の取引履歴の開示請求に誠実に対応し、また、開示にあたっては、請求者が顧客等本人であることの確認を十分かつ適切に行えるように、必要な手続き等を定める規則。

10) 過払金支払いに関する規則

多重債務者の家計再建支援などに努めるため、協会員が債務者等への過払金総額を通知し、債務者等が指定した口座への支払いを行うことができる等を定める規則。

11) 債権譲渡等に関する規則

協会員が債権を譲渡する場合には、債権回収会社や適切な第三者に譲渡が行われるように、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け・閲覧・謄写が適正に行われるための規則。

2 苦情処理・相談対応

①業務の概要

資金需要者等が気軽に利用できる苦情相

談受付窓口を開設し、公正・中立な立場か

ら貸金業に関わるさまざまな問題の解決を支援している。

1) 苦情処理

協会員が営む貸金業務への苦情を広く受け付け、相談に応じるもの。苦情に対し必要な助言を行うとともに、苦情に係る事情を調査し、対象となる協会員に内容を通知。必要に応じて、業務の是正や改善のための措置を求めている。

2) 相談受付 — 一般相談

「登録業者か確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金業者への対処法を教えて欲しい」などの相談を受け、適切な助言を実施している。

3) 相談受付 — 債務相談

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した

上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを実施。また、「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには生活再建支援なども実施している。

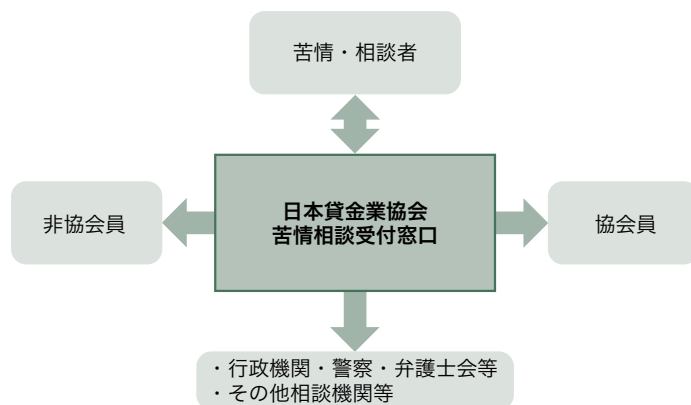
4) 貸付自粛制度

浪費癖などの理由により、資金需要者本人、または、当該者が所在不明であることが客観的な事実により証明される場合は親族から貸付自粛の申告を受け、協会は信用情報機関に登録を依頼し、多重債務者の発生防止に役立てている。

5) 協力の要請

協会員ではない貸金業者の違法行為などに対する苦情や相談にも対応。当該貸金業者へは改善・解決の要請を通達するとともに、相談者には必要な助言を行う。

図表5 苦情・相談業務の概要



②活動実績

実施項目	時期	概要
生活再建支援	H20.8～以降随時	<p>家計収支改善による生活の立て直しへの対処及び、買い物癖やギャンブル癖等により債務を抱えた相談者に対して行う心理カウンセリングをベースとした対処を実施している。</p> <p>カウンセリングには基礎訓練を修了した相談員（カウンセラー）が対応している。今年度の実績は下記の通り。（H20.12末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●面接者数：53人 ●面接回数：236回

(注) 苦情・相談受付の実績は P.34 参照

3 広告審査・法務相談

法令や自主規制基本規則を遵守した適切な広告を通じ、資金需要者等の利益の保護を図っている。

① 広告審査

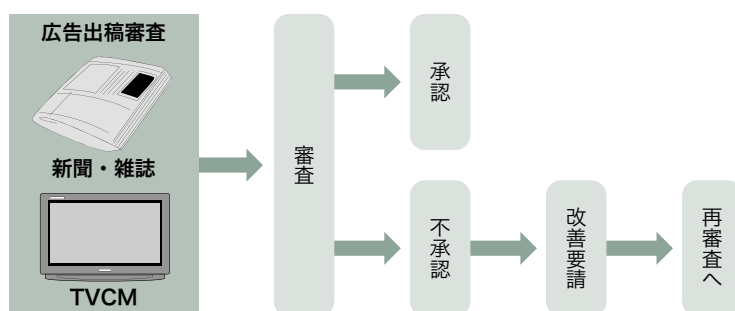
協会が行う、個人向け無担保・無保証貸付けの「テレビCM」「新聞広告」「雑誌広告」については、出稿事前審査を実施。また、事前審査対象外の広告については、必要に応じ適宜指導を行い、資金需要者等にとって、業者や商品選択のよりどころとなる広告が誤解を生まないよう、適切な表

記・表現での広告活動を支援・確立している。

② 法務相談

協会員を対象に、法務相談に応じ、問題解決の支援を実施。「自主規制基本規則や他の業務規定の解釈は?」「社内規則に定めるべき内容は?」といったケースにも対応。また、相談及び回答の内容を精査し、協会員の業務の参考のため、代表的事例を公表している。

図表6 広告出稿事前審査の概要



4 監査の実施

① 業務の概要

資金需要者等からの信頼を強固なものにするために協会員の法令・自主規制基本規則等の遵守状況等の調査を実施。

1) 一般監査

法令・自主規制基本規則等諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、協会が全般的な点検を実施。一般監査には、協会員から協会に提出される書類に基づいて行われる「書類監査」と、協会員の営業所等において行う「実地監査」がある。

2) 特別監査

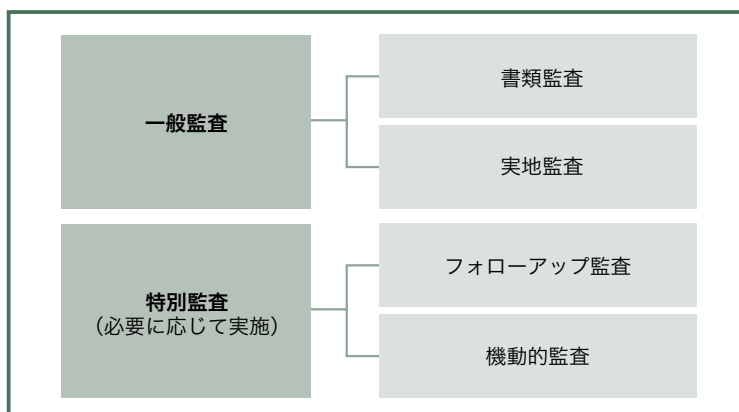
法令・自主規制基本規則等諸規則の遵守状況、内部管理体制の整備状況について、

特定の項目について点検するもの。協会の監査において認められた指導事項の改善状況を確認する「フォローアップ監査」と、監督官庁から要請された項目等について実態の調査を行う「機動的監査」がある。

3) 監督官庁との連携

適切かつ効率的な監査を行う観点から、監督官庁と密接な連携を図るため、「監督上の留意事項等」「年度監査計画に基づく監査対象協会員等」「監査結果及び協会員からの改善状況等」の各事項について、意見交換を実施している。

図表7 監査業務の概要



②活動実績

実施項目	時期	概要
平成19年度書類監査の実施	H 20.2～	全協会員に対し、「社内規則の策定や内部管理態勢の整備状況」を確認するため、経営管理から取立等の業務全般に至るまで合計220項目を書面により回答を求めた。
平成19年度書類監査に基づく協会の処分の実施	H 20.10.1 (公表)	実施した書類監査の結果に基づき、処分及び勧告を実施。(処分及び勧告数107件) 詳細は協会ホームページにて公表。
平成20年度実地監査の実施	H20.12～	全協会員から規模・業種に偏りがないよう対象会社を抽出し実地監査を実施。(29社程度)
平成20年度書類監査の実施	H21.2～	全協会員に対し、社内規則に基づく業務の実施状況について合計88項目を書面により回答を求めた。

5 貸金業務取扱主任者研修・業務研修

①業務の概要

業界の更なる健全化を図るため、法令上受講が必要な主任者研修や業務に関する知識を広く身につける業務研修を実施している。

1) 貸金業務取扱主任者研修

法令上受講が求められる「貸金業務取扱主任者研修」を、全国9ヵ所にて実施。テキストの制作・販売、受験の手続きや、

修了した際の行政庁への届出に関する手続きなどの案内も行っている。

2) 業務研修会・業務講習会

業務に必要な知識の習得を図る研修会や、業界動向に関する講演会を開催。講師には、業界内だけでなく大学教授や弁護士など学識者や有識者など外部からも広く招き、研修内容の公正性にも配慮している。

図表8 貸金業務取扱主任者研修・業務研修

法令上受講が必要な研修	
貸金業務取扱主任者研修A すでに所定の研修を受講済みの方、または更新の方を対象に、コンプライアンス編のみ受講後、理解度テストを行います。	貸金業務取扱主任者研修B 初めて受講する方を対象に、基礎編・実務編・コンプライアンス編の全てを受講後、試験を行います。
任意受講の研修	
業務研修会	業務講演会

②活動実績

実施項目	時期	概要
貸金業務取扱主任者研修の実施	H 20.4～H 21.2	全国9カ所で29回開催。 約5,800名が受講。
業務研修会の実施	H 21.1～H 21.2	全国10カ所で23回開催。 約9,000名が受講。

6 行政協力事務

貸金業の登録などの申請書類を財務局や各都道府県から委託を受けて受理している。

①行政協力事務

法令に基づく貸金業の登録申請・更新・変更などの書類受付事務について、財務局や各都道府県から委託を受け、業務処理を実施。行政協力事務に係る各種届出や報告書の受付けは、各都道府県ごとに設置された協会支部にて実施。また、提出書類の様式が法令で規定されている書式等については、必要に応じて販売も実施している。

②対応する主な行政協力事務

- ・貸金業登録申請書、変更・廃業等の届出書類の受付事務
- ・業務報告書、事業報告書の受付業務
- ・貸金業を開始または休止したときに要する届出書類の受付事務
- ・財産的基礎を有しなくなった時などに要する届出書類の受付事務
- ・その他、施行規則第26条の25に係る届出（第4号を除く）など23種類の行政協力事務を実施中。

7 広報・啓発活動

①業務の概要

国民経済の発展に貢献するため、協会内外に対しての広報活動や、金融知識の普及・啓発活動などを実施している。

1) 広報活動

貸金業界全体の社会的評価や信頼の向上を目指し、協会の活動全般についてのディスクローズを積極的かつ幅広く実施。また、協会員に対しても、毎月1日に発行する「JFSA news」などを通じて、活動内容や業法・業界関連情報、業務情報などを発信

し、協会員の一体感を醸成しながら、業務の適正化や業界の健全化に役立てている。

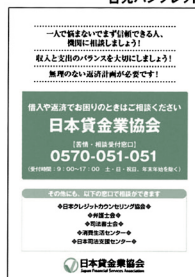
2) 啓発活動

多重債務の未然防止等の観点から、金銭・利息・貸金業や金融全般に関する基礎知識の普及・啓発活動を実施。さらに、ヤミ金融に代表される違法行為への注意喚起や、困った時のための苦情相談窓口の認知促進などにも努めている。

②活動実績

	実施項目	時期	概要
広報活動	協会ホームページの全面改訂	H20.9	消費者への情報提供を、よりわかりやすく行う為に実施。
	広報誌による取組み	毎月及び4半期毎	協会員に対し月刊誌「JFSA news」及び季刊誌「季刊JFSA」を発行し、業務の適正化に資する情報、業界関連情報等を発信する。※季刊誌は今期は2回発行（9月、3月）
	新聞広告等による取組み	夏季・年賀広告等	業界紙・関係諸団体の季刊誌等へ協会広告を掲載し、認知度向上等を図る。
	渉外活動による取組み	随時	プレスリリースの積極的な配信等により行政機関・関係諸団体・マスコミ等に対し、各種情報提供を実施。
消費者啓発活動	高校生向け教育教材等による取組み	H20.9～	ローン・キャッシングの基礎知識等について解説した教育教材を制作し、全国高等学校へ配布（約900校へ配布）
	ヤミ金融被害防止ポスター・リーフレットによる取組み	H20.12～	悪質業者の手口や被害の実例を掲載した、ポスター・リーフレットを制作・配布（ポスター7,500枚、リーフレット170,000部配布）
	金融知識小冊子による取組み	H20.7～	ローン・キャッシングの基礎知識等について解説した小冊子を制作・配布（成人式用130,000部、消費生活センター等50,000部配布）
	新聞広告等による取組み	毎週月曜日	新聞及びタウンページ等へ、多重債務防止及びヤミ金融被害防止を目的とした啓発広告の掲載（新聞広告年度計48回）
	出前講座等による取組み	随時	高等学校、大学、消費生活センター等からの要請に基づき、講師を派遣し多重債務防止や悪質業者等について出前講座を実施。（12回開催 560名程度参加）

啓発パンフレット



JFSA news



ポスター



8 調査研究活動

①業務の概要

貸金業が国民経済に果たす役割を踏まえながら、その現状と動向などについて、適時調査・研究を実施、必要に応じた企画立案などを行っている。

②活動実績

実施項目	時期	概要
月次実態調査 (月次統計資料)	H20.7.1 (以後毎月公表)	貸金市場の現状と動向を把握することを目的に協会員各社の協力を得て、残高規模動向等を月次で調査。結果は毎月協会ホームページで公表。 ※本白書第1章のコンテンツ
貸金業法3条・4条施行に関するアンケート調査	H20.7.1 (公表)	貸金業者の改正法への対応状況を把握し必要な対策を検討することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第3章のコンテンツ
貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査	H20.10.30 (公表)	貸金業界の現状、改正法の影響等を、業者の経営実態を通じて把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第4章のコンテンツ
資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査	H21.2.25 (公表)	改正法または業者の改正法対応が、資金需要者に与える影響等を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第5章のコンテンツ
「JFSA白書」の作成・刊行	H20年度末	本白書。 上記各種調査結果等を取りまとめ、発行。 今後も毎年度末に発行を行う予定。
その他の調査	—	その他、協会運営や業界の健全な発展、資金需要者等の利益保護に資することを目的として各種調査を実施。

